

資料 1

第 9 期計画の基本方針（案）について

1 第9期計画において、充実する必要がある取り組み

第8期計画の事業進捗状況や各種調査等の結果から見えてきた課題、協議会等の意見、国の方針を基に、第9期計画において充実する必要がある取り組みについて検討

第8期計画の事業進捗から 見えてきた課題	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の受診率向上のため、かかりつけ医からの受診勧奨やSMSの送付等、効果的かつ効率的な取り組みが必要。 ・ 通所型のサービスについては、介護事業者が行う通所サービスの利用が集中しているため、多様な主体がサービスを展開できるような総合事業の見直しが必要。 ・ 教室型の介護予防事業について、教室終了後の活動の継続に繋がりにくい状況があるため、住民が主体となって身近な場所で介護予防に取り組めるような支援が必要。 	<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防が必要になった原因リスク要因は、骨折・転倒・脳卒中等に起因することが多く、性別や年齢などの属性に応じた予防策の取り組みが求められている。 <p>【給付等データ分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症やフレイルにより要介護になる方が多いため、早期発見し、介護予防に取り組む必要がある。 ・ 本市は、新規認定者のうち、主治医の所見において運動機能および認知機能の自立度が高く元の生活に戻れる可能性が高い方（以下「自立度が高い方」という）が多い傾向にある。 ・ 自立した生活が困難な認定者より、自立度が高い方のほうが訪問・通所型サービスの利用率が高い。 ・ 要支援1の人の追跡調査では、通所型サービス利用している方のほうが、悪化率が高く、改善する人も少なかった。 ・ 自立度が高い方は、介護サービスを利用しなくても、総合事業や、通いの場などへ参加で心身機能を維持できる可能性が高いことから、総合事業等を見直しにより高齢者の生きがいや介護予防の意欲向上に取り組むことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナの影響により、外出や人との交流が制限され、身体が弱くなっている。転倒予防や認知機能低下予防の取り組みを強化して欲しい。 	<p>【第9期介護保険事業計画の基本指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性を記載

【充実する必要がある取り組み】 健康づくりと介護予防の推進（総合事業の見直し）

高齢者の健康づくり、介護予防事業の推進、保健事業と介護予防の一体的な実施、総合事業の充実化

※総合事業：要支援者への訪問介護・通所介護等を、市町村が地域の実情に合わせて実施するもの

第8期計画の事業進捗から 見えてきた課題	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターでは、定年延長等の制度改正の影響により、会員確保が困難。 ・地域における高齢者の生きがいがづくりや社会参加の機会である老人クラブにおいて、加入者数・クラブ数が減少している。 	<p>【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響により、外出や人と接する機会が減少、心身の健康面が悪化。 ・地域活動等の参加者の多くが、心身の健康状態が良いと回答。 <p>【利用者インタビュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体での活動が、交流や、外出のきっかけとなり、家族や知り合い以外と会話や相談ができる機会ができ、癒し、楽しみ、体力の向上につながるなど心身に良い影響がある。 ・通えるところに、安心して参加できる小規模な活動場所が複数あり、選択ができると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援になる前の健康な方への取組みや社会参加の場の情報提供等、地域活動の支援を強化していく必要がある。 	<p>【法改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正（令和3年4月1日施行） <p>【第9期介護保険事業計画の基本指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアや就労的活動による高齢者の社会参加や生きがいがづくりの促進



【充実する必要がある取り組み】

積極的な社会参加の推進

高齢者の社会参加と生きがいがづくり・仲間づくりの促進

第8期計画の事業進捗から 見えてきた課題	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の協働運営は、地域役員の高齢化により早朝・深夜の従事などが難しくなっている。 ・災害発生時における避難行動要支援者の人的被害を軽減するため、制度の普及や図上訓練、災害時マイプラン作成の推進、社会福祉協議会と連携した個別支援強化などが必要。 	<p>【在宅介護実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が起きた場合にどのように避難するかについて、1割強の方が「わからない」や「介助者がいないので避難できない」と回答した方が存在していることから、在宅で介護を受ける方の災害時の対応について検討が必要。 ・新型コロナウイルスをはじめとした感染症や、度重なる大雨災害などに備え、高齢者が安心して暮らせるよう、避難体制の整備や、高齢者施設における備えへの支援などの取り組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿について、登録したい方への働きかけが必要。 ・本人が名簿記載を希望しない場合でも、個人情報保護の例外規定とする、包括的な同意を取る等の検討をしてはどうか。 ・災害支援を行う中で、介護事業所間のネットワークでは、被災の状況が把握できなかった。医療と介護などの情報共有・連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の介護報酬改定により、全ての介護サービス事業所等を対象として、感染症及び自然災害それぞれに対応する業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の実施等が義務化（令和6年3月末までは努力義務、令和6年4月～義務化） ・災害対策基本法改正（令和3年度） 避難行動要支援者の「個別避難計画」作成が市区町村の努力義務化



【充実する必要がある取り組み】

災害や感染症への備えの強化

避難行動要支援者の避難体制整備、高齢者施設におけるBCP作成推進

第8期計画の事業進捗から 見えてきた課題	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーターが習得した知識等を活かして、地域や職域での活動に拡大していくための仕組みづくり。 ・ 認知症カフェが、認知症の人や家族等の悩みの相談や誰でも参加して交流できる居場所であることの一層の周知が必要。 ・ 権利擁護に関する相談・支援は、課題が多様化、複雑化しており、適切に対応できる相談体制の強化が必要。 ・ 虐待の早期発見通報に向け、虐待の正しい知識の周知啓発や介護負担の軽減、認知症への理解促進が必要。 	<p>【在宅介護実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な介護者が不安に感じる介護は、「夜間の排泄」や「認知症状への対応」と回答した方が多い。 <p>【在宅生活改善調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活の維持が難しくなっている理由を見ると、認知症の症状の悪化や、必要な身体介護の増大のほか、介護に係る不安や負担などが多数となっており、認知症への対応や在宅でも安心して暮らせる介護サービスの周知と適切な対応の促進が必要 <p>【給付等データ分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護認定に至った原因疾患の分析によると新規認定者の4人に1人が認知症との結果があり、介護認定を受けることなく生活する上で、認知症施策を推進することは重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナの影響により、外出や人との交流が制限され、身体が弱くなっている。転倒予防や認知機能低下予防の取組みを強化して欲しい。 ・ 認知症カフェの数が3年間で拡大。早期発見対応のため、認知機能テストを無償で実施しては。 ・ 認知症を原因とした虐待は増えている。認知症について市民が、できることを知ってもらおうきっかけづくりが大切。 	<p>【法改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(R6.4.1施行)(認知症施策策定計画策定努力義務化) <p>【第9期介護保険事業計画の基本指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の正しい知識の普及啓発により認知症への社会の理解推進が必要。 <p>【第9期介護保険事業計画の基本指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進



【充実する必要がある取り組み】

認知症施策の推進

認知症・虐待防止への理解を深めるための普及・啓発、認知症の人やその家族への支援、成年後見制度の普及・利用促進

第8期計画の事業進捗から 見えてきた課題	各種調査結果から見えてきた課題	協議会等の意見	国の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な介護サービスの提供に資するよう、介護人材確保の取り組みの推進。 ・ ICT やオンラインを活用した、事業者や利用者への支援、制度の周知や啓発。 	<p>【介護サービス事業所調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営上の課題として、「マンパワーの不足」を挙げる事業所が多く、特に施設系サービスで顕著に見られる。 ・ 従業員の確保のために行政に期待することは、「申請書などの手続きの簡素化」の割合が高い ・ 人材が不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」が多かった。 ・ 高齢者を支える介護事業者の人手不足は喫緊の課題であることから、NPO 法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会や県と連携して人材の確保に取組み、安定的なサービスの提供を確保することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業所において、人員不足と介護報酬の低さが課題。人員不足解消のため、事務手続きの簡素化を進めて欲しい。 	<p>【第9期介護保険事業計画の基本指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進



【充実する必要がある取組み】

介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実、介護人材の確保・定着支援

(参考) 国の基本指針、関係法の動きについて

1 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（下線部は、国が第9期計画において記載を充実する事項として示した（案））

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 地域の介護ニーズを適切に捉え、既存施設のあり方も含めて介護サービス基盤を計画的に確保

② 在宅サービスの充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 総合事業の充実化について、第9期に集中的に取り組む重要性
- ・ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の資産性向上の推進

- ・ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保

2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月16日公布）

目的：認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

- ・ 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
- ・ 市町村は、それぞれ市町村計画を策定（努力義務）

2 第9期計画の基本理念等について

国は、高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少が見込まれる2040年を見据えた中長期的な考え方として、「地域共生社会」の実現、その中核的な基盤となる「地域包括ケアシステムの深化・推進」を求めている。

第9期計画においては、この「地域共生社会」の実現、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けて、第8期計画の基本理念及び目指すべき姿を継承する。

また、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らすための基盤となる高齢者の在宅生活にかかる施策に取り組むとともに、5つの「充実する必要がある取り組み」を重点的に推進し、第9期計画の基本方針（案）は、下記のとおりする。

1 基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米

■地域共生社会の実現 ■地域包括ケアシステムの推進

2 久留米市が目指すべき姿

- 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- 見守り、支え合いの心が生きるまち
- 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

3 第9期計画において充実する必要がある取り組み

- 健康づくりと介護予防の推進
- 積極的な社会参加の推進
- 災害や感染症への備えの強化
- 認知症施策の推進
- 介護保険事業の円滑な実施